

佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民が住みやすく住宅内での事故を低減するためのバリアフリー化など、一定の性能確保ができる良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とするため、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う戸建て住宅の所有者等に対し、予算の定めるところにより、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、佐々町補助金等交付規則（平成元年12月18日規則第15号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されていること（第9条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で住民基本台帳に記載されていることが確実であると町長が認めるときを含む。）。
- (2) 補助を受けようとする者及び同居の親族が、町税等を滞納していないこと。
- (3) 町内に住宅を所有（補助を受けようとする者の配偶者、親（配偶者の親を含む。）又は子が所有している場合を含む。）していること。
- (4) 前号に掲げる住宅に居住していること（第9条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で居住することが確実であると町長が認めるときを含む。）。
- (5) 佐々町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）に規定された暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者（同居する親族がある場合にあっては、当該親族を含む。）

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する持ち家住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

(交付対象工事等)

第4条 補助の対象となる住宅性能向上リフォーム工事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす工事とし、町長が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるものとする。

- (1) 住宅の全部または一部について行う改修工事で、別表第1に示すもの（国費の含まれる別の補助金を受けている又は受ける予定のものを除く）とする。
- (2) 別表第1により算出した金額の合計が15万円以上となる工事とする。
- (3) 町内に本社又は支店・営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人が施工する改修工事で、事業実施年度の1月末日までに改修工事が完了し、かつ、第9条第1項に規定する完了実績報告書の提出が可能であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2の補助金の額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 別表第2の工事区分に示す工事を2以上行った場合は、その補助額の合計を補助金の額とする。ただし、その補助額の合計が20万円を超えるときは、20万円とする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第6条 住宅性能向上リフォーム工事の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 工事内訳明細（工事を行う部分の性能向上内容が確認できるもの）を示した見積書、図面等の写し
- (3) 工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）
- (4) 固定資産税納税通知書の写し、家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの
- (5) 補助対象工事費確認シート（様式第2号）
- (6) 性能向上の内容チェックシート（様式第3号、様式第3号の2）
- (7) 手続を代理人が行う場合は委任状（様式第4号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条に規定する町長が定める日は、事業実施年度の11月30日（休日となる場合はその直前の平日）とする。

3 町長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

4 前項の通知書の交付があった場合に限り、住宅性能向上リフォーム工事に着手できるものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の額に変更が生じる場合又は住宅性能向上リフォーム工事の内容に変更が生じる場合は、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事費確認シート（様式第7号）
- (2) 第6条第1項第2号に準ずる見積書、図面等の写しで変更内容を示し、かつ、変更額がわかるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、前項について準用する。この場合において、同条第3項中「佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）」とあるのは、「佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業の計画変更承認書及び佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助

金交付決定変更通知書（様式第 8 号）」と読み替えるものとする。

（工事の中止）

第 8 条 交付決定者は、住宅性能向上リフォーム工事を中止しようとするときは、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業中止届（様式第 9 号）1 部を、町長に提出するものとする。この場合において、町長は第 6 条第 2 項及び前条第 2 項に定める交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第 9 条 交付決定者は、住宅性能向上リフォーム工事が完了したときは、速やかに、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書（様式第 10 号）1 部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1） 工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したもの）
- （2） 領収書又は請求書の写し（ただし、請求書の写しを提出した場合は、完了実績報告書提出後 1 か月以内に領収書の写しを提出すること。）
- （3） 納品書等（工事を行った部分の性能向上が確認できるもの）
- （4） 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者・事業者アンケート
- （5） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、特に必要があると認める場合に限り、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

（額の確定）

第 10 条 町長は、前条に基づき住宅性能向上リフォーム工事の内容が適当と認めた場合に限り、交付すべき補助金の額の確定を行い、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、住宅性能向上リフォーム工事がこの要綱に定める内容に適合していないと認めたときは、交付決定者に対し佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業不適合通知書（様式第 12 号）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条第 1 項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐々町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第 13 号）1 部を、町長に提出するものとする。

（意見の聴取及び立入調査）

第 12 条 町長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで補助対象住宅への立ち入りを行うことができるものとする。

（他の補助事業との併用）

第 13 条 他の補助金の対象となっている事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることができる。

2 佐々町 3 世代同居・近居促進事業との併用はできないものとする。

(財産の管理等)

第14条 交付決定者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(補助金の経理)

第15条 交付決定者は、当該補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(交付回数)

第16条 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

改修工事の内容 (一体工事を含む)		単位あたりの金額	単位
① 階段の設置 (既存の階段の撤去を伴うものに限る) 又は改良によりその勾配を緩和する工事		614,600 円	箇所数
② 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	472,300 円	施工面積 (m ²)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	495,400 円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	26,800 円	箇所数
	高齢者等の身体洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,500 円	箇所数
	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事	514,600 円	箇所数
③ 便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	271,700 円	施工面積 (m ²)
	便器を座便式のものに取り替える工事	348,400 円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	306,700 円	箇所数
④ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸の開閉のための動力装置を設置するもの (以下「動力設置工事」という))	447,800 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸を吊戸方式に変更するもの (以下「吊戸工事」という))	136,100 円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,700 円	箇所数
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	20,500 円	施工面積 (m ²)
	ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事	14,000 円	箇所数

※ 1 工事後 (既存 + 増加分) の浴室の床面積 (ただし、以下のすべてを満足すること)

- (1) 工事後の床面積が 1.8m² 以上
- (2) 短辺の内法寸法が 1,200mm 以上

※ 2 工事後 (既存 + 増加分) の便所の床面積 (ただし、以下のいずれかを満足すること)

- (1) 工事後の長辺の内法寸法が 1,300mm 以上
- (2) 便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が 500mm 以上

※ 3 以下の施工箇所ごとに、レバーハンドル等、取っ手等各 1 箇所ずつまでとする。(例. 洗面所出入口のドアノブをレバーハンドルに取り替え、取っ手等を 2 か所取り付けの場合は 2 箇所として計算する (取っ手等は 1 箇所として扱う))

- (1) 便所
- (2) 浴室
- (3) 洗面所・脱衣室
- (4) 浴室・便所・洗面所・脱衣室以外の居室
- (5) 廊下・階段・玄関

別表第 2 （第 5 条関係）

工事区分	補助対象経費	補助率等
バリアフリー・安全型	左 記 に 該 当 す る 改 修 工 事 に 要 した 費 用	町内に本社又は支店・営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人が施工する改修工事で、補助対象経費の 1 0 分の 3 以内とし、住宅 1 件あたり 2 0 万円を限度とする。